

第24回 JICFカップ 女子オープントラック&ロードレース大会 大会要項

ver20230310

主催：日本学生自転車競技連盟

協賛：井上ゴム工業株式会社

株式会社イノアックコーポレーション

株式会社日直商会

株式会社パールイズミ

(予定)

期日：2023年4月13日(木) チーム監督/代表者・感染対策チーム責任者Zoom会議 20時より

2023年4月15日(土) 13時00分トラック競技開始

2023年4月16日(日) 9時01分ロード競技開始

尚、セーフティ・ライド研修の実施の有無及び詳細については、別途コミュニケにて告知する。

会場：静岡県伊豆市大野1826番地 日本サイクルスポーツセンター

トラック：CSC北400mトラック/ロード：5kmサーキット(左回り、秀峰亭スタート・フィニッシュ)

大会主旨：女子競技者の育成・強化・普及・拡大に寄与することを目的とする。

競技種目：トラック4種目、ロード1種目、合計5種目により総合成績を競うオムニウム・レースとする。

トラックレース(200mFTT, 500mTT, 3kmIP, ポイントレース)、個人ロードレース40km(5km×8周回)

参加資格：1. 当年度に有効な、公益財団法人日本自転車競技連盟(以下「JCF」という)登録の女子選手で、日本学生自転車競技連盟(以下「本連盟」という)が参加を認めた者とする。本連盟の登録選手であることは問わない。なお、申込期限の時点で大学に入学していない新1年生については2023年4月1日の時点で所属するチームでのエントリーを認める。但し、2023年4月7日(金)までに、本連盟への登記(個票の提出と登録料の振込)が完了しない場合は、エントリーを取消とする。

2. 総合順位は全種目に参加した者を対象とする。任意の種目のみの参加を認めるが、総合順位の対象にはならない。

3. 別途本連盟より発表の「大会開催時ウイルス感染防止対策ガイドライン」を順守し、その遂行に協力し、審判・感染対策委員及び総務委員の指示に従うことを参加条件とする。当連盟ガイドラインを順守せず、その遂行に協力を拒む場合、および当日の体調が新型コロナ罹患を疑われる場合には、それが故意であるかに関わらず、大会参加・会場への入場を認めない。尚、参加申込にあたっては、本大会参加に伴って万が一発生した如何なる不利益・損害も参加者本人の責任に帰する事を承諾し、当連盟ガイドラインのみならず、所属校・居住地行政などの指針を熟慮のうえ参加可否を判断すること。

4. また、試合に参加するにあたって本大会参加選手並びにチームスタッフについては、前項の「大会開催時ウイルス感染防止対策ガイドライン」に沿った感染防止対策として本連盟HP上の以下アドレスに掲載してある「新型コロナウイルス感染防止に関する通知」を順守、実行することを参加条件とする。順守事項が守られていない場合には本大会への参加を認めない。

「新型コロナウイルス感染防止に関する通知」<https://jicf.info/covid-19-pandemic-events-protocols/>
尚、本通知の他に、大会ごとに必要な事項を取りまとめた感染防止対策に関するコミュニケを別途発表する場合もあるので、注意すること。

参加申込：1. 参加を希望する選手は、所定の様式にて本連盟事務局まで申し込むこと。エントリー専用電子メールアドレス(2023jicf.championship@gmail.com/新規メールアドレスで2020→2023に変更)への到着を以て参加申込の正式受領とするが、同一内容を郵送もしくはFAXにて事務局宛、期限内に送付する事。申込書式はJICFウェブサイトより入手できる。概ね大会開催3週間前を目処に本連盟ウェブサイトに受付完了者リストを公表するので、各自確認のこと。なお、大会当日受付でのライセンスチェックを行わないので、選手全員の一名ずつのライセンスの写真画像データまたはスキャン画像データを、エントリー用紙と一緒に上記アドレスへ送ること。尚、エントリー用紙のデータが重くなるので、ライセンス画像データはエントリー用紙内に挿入する事を禁ずる、別ファイルにして送ること。ライセンスが申請中の場合は、申請中であることを証明する書類のデータを添付すること。

2. 参加料は、1名につき10,000円(学連登録選手は8,000円)とする。申込期限および参加料納入期限は、3月23日(木)必着とする。参加料の送金は、銀行口座振込とする。送金名義人について、振込元に大会コード名0415と、学校単位の場合は学校名を、個人参加については参加者名が分かるように記入すること。

振込先 長野県労働金庫 諏訪湖支店 普通口座9686165 口座名義 日本学生自転車競技連盟

3. 一旦入金された参加料は如何なる理由があろうとも返金しない。但し、新型コロナ関連の影響で本大会の開催を本連盟が中止した場合には、大会開催に要した費用を差し引いた金額を銀行振込で返金する。返金用の銀行口座をエントリー用紙に記入すること。また、上記の参加資格にあるように当日の体調不良や新型コロナ対策の履行を妨げることにより参加不可の判断を下された場合には参加料は返却しない。

4. 尚、本大会における欠場については、理由を問わず(怪我等の正当事由がない場合でも)ペナルティを課さないこととする。但し、必ず事前に事務局(jicf@remus.dti.ne.jp)まで電子メールで欠場の連絡をすること。また、当日の発熱等、体調不良により欠場する場合は、受付開始までに学連携帯090-2207-2369へ必ず連絡をし、事務局までメールをすること。なお、欠場の場合には参加料は返却しない。

5. また、申込み手続きを以て本要項記載の誓約書に同意したものとみなす。

会場入場：1. 本大会に来場する全ての選手、チームスタッフ、大会役員、メディア関係者、その他の関係者は前述の参加資格4.にあるように、本連盟のHP上に掲載してある「新型コロナウイルス感染防止に関する通知」を順守、実行することを入場の条件とする。尚、本大会における観客を含む来場者に対する規制の詳細については、別途発表するコミュニケを参照すること。

2. チームスタッフについては会場への入場者数を抑えてなるべく三密状態を避けるため、選手以外の方がスタッフとなる場合には、選手数+1名を上限(選手1名ならば、2名まで)として会場への入場を許可する。尚、監督とコーチはスタッフの合計人数に含まれる。また、チームスタッフの選手以外の方の全員の氏名

をエントリー用紙内に記入すること。氏名の記入がない場合には、会場への入場を許可しない。

3. エントリー用紙に記入した来場予定のチームスタッフの氏名を変更する場合は、大会開催3日前の22時までに当連盟事務局宛てに変更後のエントリー用紙をメールで送ること。これ以降のスタッフの変更・追加は認めない。尚、変更後のスタッフについても前述の参加資格4.の「新型コロナウイルス感染防止に関する通知」を順守することを要する。

4. メディア関係者は、来場する場合、当連盟HPより取材申請書と体調管理シートを入手し、大会開催3日前の22時までに取材申請書をメールで事務局宛て提出ください。また、選手の参加資格4.にありますように当連盟の「大会開催時ウイルス感染防止対策ガイドライン」に沿って、必要な情報に関する書類の提出などにご協力いただくことを原則とします。なお、メディア関係者についても前述の参加資格4.の「新型コロナウイルス感染防止に関する通知」を順守することを来場の条件とします。もし、順守事項が守られていない場合には競技場内への入場をお断り申し上げます。選手及び競技役員の方々の安全のためご理解ください。

選手受付：1. ライセンスコントロールは事前にデータ上で行い、大会受付の現場では行わない。別途コミニケ発表の受付場所にてゼッケンとプレートを受け取ること。この時点で、招集の代わりとするので欠場する場合は該当する選手の氏名を大会受付まで申し出ること。

2. 参加者は、トラックにおいては自転車・ヘルメットを持参して各ラウンド出走15分前までに、ロードにおいても出走15分前までに**バイク・インスペクションを受けること**。但し、選手は**基本的に**マスクを着用し、決められた間隔をあけて順番を待つこと。詳細は別途発表するコミニケにて確認すること。また、トラック、ロードともレース終了後に上位者およびランダムサンプリングによりバイクチェックを行うことがある。器材に関する規則違反が明らかになった場合、レース終了後であっても、失格となる場合がある。ロードにおいては、出走前の出走サインは行わないので、上記にあるようにゼッケン配布時に同チーム内の欠場者の氏名を大会受付で申し出ること。

3. 正当な理由なく前項の規定を履行できない選手は、参加することは出来ない。

総合順位：各種目の順位合計が最少の者を勝者として総合順位を決定する。同点の場合、タイムトライアル系競技の累積タイムの小さい者を上位とする。

賞典：1. 開会式・閉会式は行わず、表彰式のみ行う。

2. 総合優勝：賞品・賞状、2・3位：賞品・賞状、4～6位：賞状、種目毎1～3位：賞状

尚、総合優勝とロードレースのみの表彰式を行い、トラックの種目ごとの表彰式は行わない。

3. 表彰式は第3位以上のみ競技場内にて行うが、時間・場所・式進行上の注意等については別途発表のコミニケにて詳細を確認すること。

事故措置：1. 競技中発生した事故等につき、主催者にて応急処置の範囲の体制は準備するが、以降は各自の責任と費用負担において対応の事。

2. 各選手は、各自の責任において傷害保険に加入し、健康保険証を必ず持参すること。

競技規則：JCF競技規則による他、詳細は本大会特別規則を定め適用する。

合意管轄：本大会に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

事務局：日本学生自転車競技連盟 E-mail: jicf@remus.dti.ne.jp URL: <https://jicf.info/>
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 ジャパンスポーツオリンピックスクエア408
Tel 090-2207-2369 Fax 03-6804-2329

大会特別規則

第1条（オムニウム）トラックにおける200mFTT, 3kmlP, 10kmポイント・レース, 500mTTおよびロードレースの5種目とする。

第2条（成績）総合成績は全種目に参加した者を対象とし、各種目の順位数の合計の少ない順に総合順位を決定する。但し、各種目の順位数はオムニウム不参加の者も含めた順位で計算する。順位合計が同じである場合は、タイムトライアル系種目の累積タイムの小さいものを上位とする。

第3条（ギア比制限）トラックのユース選手のギア比は年齢カテゴリー別の制限を適用する。ロードについては、ユース、ジュニア選手ともギア比の制限は翌年3月31日時点の年齢を以て適用する。レースの前後に適宜ギア比の検査を行うことがある。

第4条（ポイント・レース）10kmで行う。

第5条（IP）エリート、ジュニア、ユースともすべて3kmで行い、成績は計測タイムで順位を付ける。

第6条（個人ロードレース）

1. 競技：認められた事故の場合、代車（バイクチェックを事前に受けること）、代輪の交換はゴール手前ピットにおいて可能とするが、基本的に各チーム1名のみ待機とし、チーム同士の間隔を審判役員の指示した通りにあけること。また、本大会においては認められる事故によるニュートラリゼーションの適用はない。
2. 器材補給：主催者にて共通器材車を用意する。これに積載する代輪は、各参加者にて用意し、スタート地点に持参すること。また、当連盟所有の代輪を若干数は用意するが、ディスクブレーキ用のホイールは用意しない。
3. 飲食料補給：飲食料の補給は、別途コミニケ発表の「補給エリア」にてのみ認める。補給許可周回数は別途コミニケにて告知する。
4. 失格の取扱い：主集団より一定時間遅れた選手及びコミッセルが完走不可能と判断した選手は、失格とし競技より除外する。打ち切り時間は別途コミニケにて定める。競技を中止あるいは除外された選手は、速やかにゼッケンを外すか、ユニフォームを裏返してゼッケンを見えなくすること。ゼッケンとプレートは、

返却する必要はないが、必ず持ち帰ること。

5. 一般公道を走行可能な装備で参加のこと。ヘル・反射テープの装着も必須とする。

第7条（チーム監督/代表者・感染対策チーム責任者会議）

2023年4月13日（木）20時00分より、事前にリモートでチーム監督/代表者・感染対策責任者会議を行う。参加チームの監督、感染対策チーム責任者は必ず参加すること。会議アドレスはエントリー用紙記載の記入者のE-mailアドレスに送付します。大会会場への移動中などにより会議を欠席する場合は、必ず会議前日の22時00分までに学連携帯090-2207-2369へ連絡をし、事務局（jicf@remus.dti.ne.jp）までその旨のメールを送り、事務局の許可を得ること。尚、無断で欠席した場合は該当する大学・チームに対して、罰金のペナルティを科す。

誓 約 書

日本学生自転車競技連盟 御中

下記大会参加にあたり、当チームの選手・監督・コーチ・メカニック・その他すべての自チーム員が以下のことを確認し、順守することと誓います。

- 1 UCI（国際自転車競技連合）・JCF（日本自転車競技連盟）規則を順守し、誠実かつスポーツマン精神に則りフェアな態度で自転車競技に参加すること。（UCI規則1.1.004, JCF規則第5条2.（4））
- 2 大会（競技中のみならず式典・公式練習等の付帯行事を含む）における参加者の肖像権は本連盟に帰属すること。（JCF規則第5条2.（9）準用）
- 3 規則に規定される仕事と責任に加えて、チーム監督は、スポーツ活動と競技者のチーム内の自転車スポーツ実践における社会的・人的条件の管理について責任がある。（UCI規則1.1.078）
- 4 チーム監督は絶えず組織的に、可能なときはいつでも、社会的・人的条件を改善する努力をしなければならない。そしてチームの競技者の健康と安全を守らなければならない。（UCI規則1.1.079）
- 5 チーム監督は、チームに所属する者あるいはいかなる役目であってもそのために働く者により規則が順守されることを保証しなければならない。
彼は他の者の模範とならなければならない。（UCI規則1.1.080）
- 6 すべてのライセンス保持者はレースのない時でも常にきちんとした服装をし、あらゆる場合において礼儀正しいふるまいをしなければならない。
すべてのライセンス保持者は、おどしや、侮辱や、下品なふるまいや、他の人を危険な状態におとしいれたりしてはならない。言葉、身振りや書いたものなどで他のライセンス保持者や役員やスポンサーや連盟、UCIおよび自転車競技全般の名誉や評判を傷つけてはならない。批評の権利は、穏健に、十分な動機があり筋の通った方法でのみ行使できる。（UCI規則1.2.079）
- 7 競技者はスポーツマンとしてあたえられた機会を守らなければならない。
競技者間の利害に関し、いかなる共謀や偽りや誹謗は禁止する。（UCI規則1.2.081）
- 8 競技者は最大限の注意を払って行動しなければならない。競技者が原因で発生した事故に関しては自分で責任を負わなければならない。
競技者は開催国における法律を順守しなければならない。（UCI規則1.2.082）

以上

注意：大会要項は諸事情により変更される場合があるので、JICFウェブサイトを随時チェックすること。